大口町告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)建設部建設農政課において一般の縦覧に供する。

平成22年 1月15日

大口町長 森 進

路線番号	路線名	区間	新旧	敷地幅員	延長
1221	秋田121号線	大字秋田字東郷前 100 番地先	旧	1.5	51.8
		大字秋田字東八丁5番12地先	新	4.3~6.2	51.8